

2025年1月10日

お客さま各位

長崎銀行

### 「普通預金・貯蓄預金 共通規定」の改定について

平素より、当行をご利用いただき誠にありがとうございます。

当行は、「普通預金・貯蓄預金 共通規定」を改定しますので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 改定内容

「未利用口座に関する取扱」の条項（6）の追加

対象となる規定	改定後
普通預金・貯蓄預金共通規定	<p>18. 未利用口座に関する取扱</p> <p>(1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料以外の払い戻し等、所定のご利用がない口座を未利用口座として取扱います。</p> <p>(2) 未利用口座に該当した場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面を郵送します。ご案内後、一定期間、所定のご利用がない場合、当行が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。なお、当行がお届けのご住所に郵送出来ないと把握している場合、本書を郵送せずに未利用口座管理手数料をお支払いいただくこととします。</p> <p>(3) 当行は未利用口座管理手数料を、未利用口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引落しできるものとします。</p> <p>(4) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合（残高が0円の口座を含みます）、当行は当該預金残高全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、当該未利用口座を解約することができるものとします。</p> <p>(5) 当行は、一旦お支払いいただいた未利用口座管理手数料については返還しないものとします。</p> <p>(6) 預金者が本項（2）に定める案内文書を受領した後において未利用口座の解約を希望し、かつ当行が当該未利用口座の解約を認めた場合、第12条の規定によらず、当行所定の方法により当該未利用口座を解約できるものとします。</p>

#### 2. 改定日

2025年1月10日（金）

※ 改定後の「普通預金・貯蓄預金 共通規定」全文は、当行ホームページ各種預金取引規定からご覧いただけます。

<各種預金取引規定> [https://www.nagasaki-bank.co.jp/kojin/deposit/kiteishu\\_01.html](https://www.nagasaki-bank.co.jp/kojin/deposit/kiteishu_01.html)

詳しくはお取引店またはお近くの営業店にお問い合わせください。

以上